

## 平成 27 年度 相談支援部会最終報告

2016.1.27

## 1 部会員氏名

	氏 名	選出母体及び役職
1	鈴木 卓郎	地域生活支援センター プラザ 施設長
2	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
3	飯嶋 智広	多摩府中保健所 保健対策課長
4	石見 龍也	地域生活支援センター あけぼの 所長
5	上村 好美	地域生活支援センター み～な センター長
6	大塚 雄二	府中公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官
7	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ（訪問介護事業所） 管理者
8	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
9	吉松 久美子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉会 ギャロップ 施設長

部会長 副部会長

## 2 検討内容

第 4 期府中市障害者等地域自立支援協議会報告書（平成 27 年 3 月）において、相談支援部会としてまとめた府中市における障害者相談支援の課題およびその解決策についての提言について、府中市としての政策見解を求め、府中市内の相談支援事業所に現状のヒアリングを行った。その上で、府中市内の指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）の現状と課題を、障害者・障害児双方について協議検討した。

## 3 会議報告

## &lt; 第 1 回部会 &gt;

- ( 1 ) 日時：平成 27 年 7 月 31 日（金）13:00～14:15
- ( 2 ) 出席委員：鈴木委員、古寺委員、飯嶋委員、石見委員、上村委員、大塚委員、平良委員、野村委員、吉松委員（9 名）
- ( 3 ) オブザーバー：なし
- ( 4 ) 内容：今期の部会での議論の方向性を定めるために、まず以下の 2 つを実施することを決めた。第 4 期報告書での提言を受けて、現状で府中市が具体的にどのような施策を検討しているのか、見解を示してもらうこと。府中市特定相談支援事業所連絡会において、相談支援事業所に現状の課題や希望をヒアリングすること。

## &lt; 第 2 回部会 &gt;

- ( 1 ) 日時：平成 27 年 9 月 3 日（木）14:00～16:00
- ( 2 ) 出席委員：鈴木委員、飯嶋委員、石見委員、大塚委員、吉松委員（5 名）
- ( 3 ) オブザーバー：相馬修央氏（府中市障害者福祉課 課長補佐）

- ( 4 ) 内容：オブザーバーより、第 4 期報告書の内容に対して、府中市がどのような施策を検討しているか説明を聞き、意見交換を行った。( 説明の詳細は、別紙資料「障害者等地域自立支援協議会報告書を受けて市からの進捗状況報告概要」を参照のこと ) 部会の後日、9 月 29 日 ( 火 ) に開催された「府中市特定相談支援事業所連絡会」において、相談支援事業所へのヒアリングを実施した。

< 第 3 回部会 >

- ( 1 ) 日時：平成 27 年 10 月 8 日 ( 木 ) 10:00 ~ 11:30  
( 2 ) 出席委員：鈴木委員、古寺委員、飯嶋委員、上村委員、大塚委員 ( 5 名 )  
( 3 ) オブザーバー：なし  
( 4 ) 内容：今年度の部会では、第 4 期報告書で示した相談支援の「第 3 層 ( サービス等利用計画作成対象者となる方たちへの相談支援の部分 )」の強化について、具体的な方策を検討していくことを決めた。

< 第 4 回部会 >

- ( 1 ) 日時：平成 27 年 11 月 13 日 ( 金 ) 10:00 ~ 11:20  
( 2 ) 出席委員：鈴木委員、古寺委員、石見委員、上村委員、大塚委員、野村委員、吉松委員 ( 7 名 )  
( 3 ) オブザーバー：秋山元氏 ( 相談支援室ウエル )  
( 4 ) 内容：市内の指定特定相談支援事業所を招いて、成人の障害者へ計画相談支援を広げるための方策と、相談支援の質を保つための具体的な研修のあり方等について協議した。

< 第 5 回部会 >

- ( 1 ) 日時：平成 27 年 12 月 1 日 ( 火 ) 14:00 ~ 15:30  
( 2 ) 出席委員：鈴木委員、古寺委員、飯嶋委員、石見委員、上村委員、平良委員、野村委員、大塚委員 ( 8 名 )  
( 3 ) オブザーバー：一柳直正氏 ( 子ども発達支援センターあゆの子 )  
( 4 ) 内容：障害児の相談支援を行っている事業所の方をオブザーバーに招き、障害児支援利用計画を広げるための方策と、児童発達支援センターの設置の必要性等について協議した。

< 第 6 回部会 >

- ( 1 ) 日時：平成 28 年 1 月 5 日 ( 火 ) 14:00 ~ 15:05  
( 2 ) 出席委員：鈴木委員、古寺委員、石身委員、上村委員、大塚委員、野村委員、吉松委員 ( 7 名 )  
( 3 ) オブザーバー：なし  
( 4 ) 内容：これまでの部会での検討内容を踏まえて、府中市において計画相談支援を進めていくために、障害者・障害児それぞれの分野で今後必要とされる施策のあり方について、現時点での部会のまとめを行った。また、来年度相談支援部会として、継続してこの課題について協議することを決めた。

#### 4 府中市における計画相談支援の現状と課題

< 成人の障害者に対する計画相談支援について >

- \* 府中市の計画相談支援は、平成 27 年 12 月 10 日時点で計画作成率 84%だが、セルフプランを除くと 43.3%にとどまっており、計画の半数はセルフプランになっている。とくに障害児は 7 割がセルフプランになっており、割合が高い。
- \* 府中市は、自ら望んでセルフプランを作成したいという方以外には、セルフプランを推奨しておらず、障害福祉サービス利用者に指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成できる体制を築きたいと考えている。現状ではセルフプランの割合が高すぎる。
- \* サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所は、市内 15 ヶ所に増えた。市外の事業所で府中市でも活動しているところを加えると、府中市特定相談支援事業所連絡会に参加しているところは 22 ヶ所となり、事業所数は整いつつある。
- \* にもかかわらず、サービス利用者への計画相談支援の導入は十分機能していない。事業所によって、計画作成数や対象者の範囲に差がある。同じ法人のサービス事業所の利用者のみを対象にしている相談支援事業所もあり、対象者が広がらない。
- \* 通所先（サービス事業所）と相談先（計画相談支援事業所）が同じ場所（法人）にある場合、相談支援や客観性や第三者的な立場が損なわれてしまうことが危惧される。
- \* 現状では、計画作成率を 100%にするために、数をこなすことが優先されているが、相談支援専門員の質の問題が大きな課題になっている。

< 障害児に対する計画相談支援について >

- \* 府中市内で障害児を対象とした計画相談支援の指定を受けている事業所は 10 ヶ所あるが、実際に障害児の計画作成を実施しているところは少ない。障害児の支援は成人とは異なる専門性が求められ、相談支援事業所にそのノウハウが備わっていない。
- \* 府中市内には、東京都立多摩療育園と子ども発達支援センター「あゆの子」があり、発達が気になる子どもをもつ親の一次的な相談窓口として機能している。どちらも計画相談支援は実施していない。多摩療育園は都立の施設であり、都民を対象とした広域の相談に対応している。
- \* あゆの子は、発達相談から個別療育やグループ活動等を行う外来部門と、児童福祉法に基づく児童発達支援事業としての通園部門をもっている。外来部門のグループ活動には 200 名以上の子どもがかかわっている。通園部門は利用定員 33 名で、計画作成が必要だが現在はほとんどセルフプランになっている。新規利用希望者の 1/3 は断っている。あゆの子の通園に通えなかった子どもへ計画相談支援を導入することが必要である。
- \* 1 歳半検診等で子どもの発達の遅れや偏りが早期発見・早期対応されるようになり、あゆの子の利用者数は増え続けている。既存の体制では十分受け入れきれなくなっている。
- \* 障害児の支援は、親の支援が重要である。子どもが「障害児」といわれることで親の気持ちは大きく揺れ動く。あゆの子の初回相談の段階から、サービスを利用する計画相談支援の段階まで、親の気持ちに寄り添って一貫した相談支援の体制が求められるが、現状では府中市内にそうした機能を一元的に担う施設はない。
- \* 子どもが就学すると通園は利用できなくなる。未就学児の相談が増えている一方、学齢期に継続して相談支援を行える体制が不足している。

## 5 課題の解決にむけた方策（提言）

< 成人の障害者に対する計画相談支援について >

- \* 各指定特定相談支援事業所に、計画作成の対象者を広げてもらう。同一法人のサービス利用者を対象に計画作成をしている相談支援事業所には、市役所が少しずつ違う対象者を紹介していくことで、様々なケースの計画作成を実地で経験してもらう。
- \* 計画作成を行う相談支援事業所へのフォロー体制を構築する。府中市のケースワーカーと保健師は、経験の少ない相談支援事業所と協働で相談支援を行う。
- \* 相談支援専門員の質の向上を図るための研修を、府中市が主催して市内の相談支援事業所を対象に行う。とくに、相談支援従事者研修の初任者研修を受けたばかりで実際に計画作成の経験が乏しい職員を対象とした「初心者研修」を実施する。府中市特定相談支援事業所連絡会と協力して研修を企画する。
- \* 障害福祉サービスの利用者が 65 歳になった際に、介護保険のサービスが原則として優先されることになっているのは問題である。計画相談支援を行いながら、利用者本人のニーズに合わせて、障害福祉サービスを継続するのか、介護保険へ移行するのか、本人の意志で決定できるようにする。

< 障害児に対する計画相談支援について >

- \* 障害児の相談支援は療育の視点をもって行うことが必要であり、各事業所の相談支援専門員が障害児相談支援に対応できるよう、府中市で独自の研修を行う。
- \* 府中市内に児童発達支援センターを設置する。国の基準に則って、人口 10 万人に 1 ヶ所を目安に府中市内に 2 ヶ所設置する必要がある（多摩療育園は東京都の施設であるためカウントしない）。児童発達支援センターにおいて、現在あゆの子が担っている初回相談から、指定特定相談支援事業所が行う計画作成までを一貫して実施し、障害児が成人するまで相談支援を継続して提供できる体制を築く。
- \* 児童発達支援センターが設置されるまでは、あゆの子・多摩療育園と市内の指定特定相談支援事業所、児童発達支援事業所、保育所等が連携して療育支援を行う体制を築くため、府中市が主導で連絡会を定期的を開催する。

## 6 平成 28 年度以降の相談支援部会の活動について

- \* 平成 28 年度も相談支援部会を継続して開催する。今年度に引き続き、「第 3 層（サービス等利用計画作成対象者となる方たちへの相談支援の部分）」を中心に検討する。
- \* 府中市で活動している各相談支援事業所に対して、現状の活動内容と今後どのような発展が可能かを模索するためのアンケート調査を実施する。
- \* 指定特定相談支援事業所でも、すぐに計画作成につながらない相談を数多く受けているところがあり、サービス利用までのプロセスに長く時間がかかっている。本来的な相談支援業務の重要性は、むしろサービス利用につなげるための前段階の支援にあるが、計画相談支援ではその部分の報酬が事業所に入らないため、丁寧にやればやるほど無償の活動が増えることになってしまう。この点を踏まえ、指定特定相談支援事業所の活動を支える府中市独自の補助や報酬のあり方を検討する。

以上